

令和 5 年度(道路メンテ)第 2 号

事業名 : 道路メンテナンス事業

工事名 : 市道柏原星川線(柏原橋)ほか橋梁点検業務委託

仕 様 書

事業主体 名張市

施行主体 名張市

設 計 概 要 書

施行場所	名張市	赤目町柏原ほか	地内
設計金額	一 金		円
	(内消費税		円)
工期			日間
	(令和6年3月15日	迄)
事業量	N=56橋		

工事の概要 (摘要)

- 橋梁点検業務 橋長L=2m以上15m未満 N=6橋
- 橋梁点検業務 橋長L=15m以上 N=49橋
- 橋梁点検業務 橋長L=15m以上(アーチ橋等)N=1橋

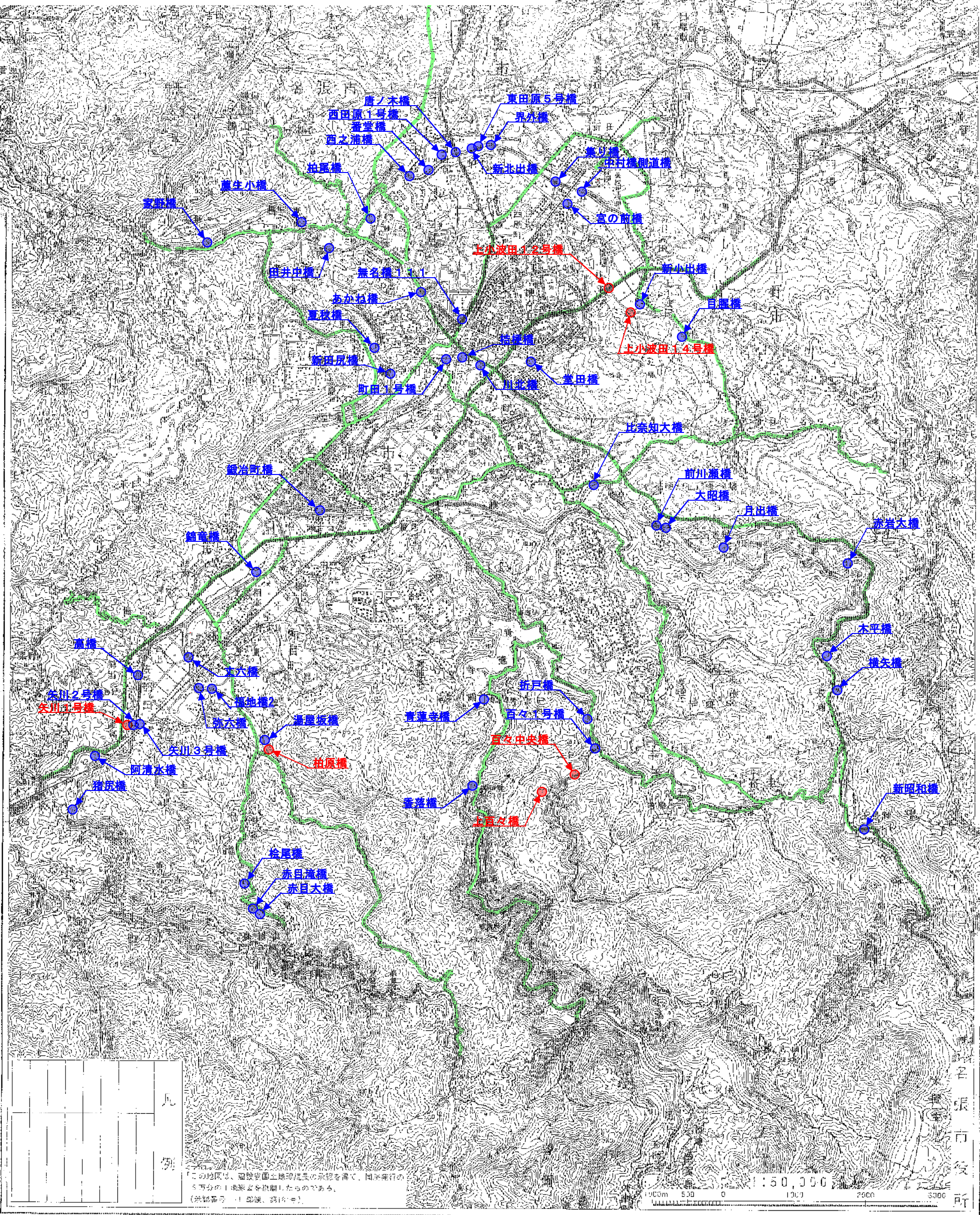
名張市全図

令和5年度 橋梁点検箇所位置図 (56橋)

橋梁点検箇所図 N=6橋 (L=2.0m~15.0m未満)

橋梁点検箇所図 N=49橋 (L=15.0m以上)

橋梁点検箇所図 N=1橋 (L=15.0m以上、アーチ橋等)



特記仕様書

1. 目的

本業務は、名張市が管理する橋梁において、安全で円滑な交通の確保、沿道や第三者に対する被害の未然防止を図るため、また橋梁の維持管理を効率的・効果的に行うために必要な情報を得ることを目的に、損傷状況の把握、健全性の診断、点検結果の記録を行うものとする。

2. 適用図書

本業務の橋梁点検に関する作業については、「名張市橋梁点検要領 令和5年4月」に準じること。

3. 点検従事者

点検業務に従事する者のうち最低1名は、技術士または「国土交通省登録資格」保有者(国土交通省登録資格の内、施設分野：橋梁(鋼橋またはコンクリート)、業務：点検または診断)であること。

また点検業務受注者の従業員であること。

4. 業務内容

① 計画準備

(1) 業務計画書

- ・都市整備部維持管理室より貸与された資料等をもとに、業務計画書を作成する。
- ・業務計画書には、道路橋点検士の資格証等や「三重県橋梁点検技術者講習会」の受講証明書を添付すること。

(2) 図面作成

- ・都市整備部維持管理室より提供された橋梁一般図等より、チェックシート⑤の概略図を作成する。ただし、橋梁一般図等がない場合は、受注者において現地調査を行い、点検要領に基づく点検に必要な概略図を作成すること。

② 現地踏査

- ・橋梁点検に先立って現地調査を行い、点検計画を策定するために必要な進入路、交通状況等を把握すること。

③ 点検

- ・「名張市橋梁点検要領 令和5年4月」に基づき点検を行う。また必要に応じて橋梁台帳の記載事項(塗装面積、高欄の種類、落橋防止施設の種類等)を補完するために現地で調査を行う。なお写真撮影において損傷がない箇所についても撮影すること。

- ・下部構造基礎の沈下・移動・傾斜及び洗堀の項目において、健全性がⅡ以下に診断される場合は、速やかに損傷程度がわかる資料とともに監督員に報告し、確認を受けること。また、必要に応じて管理技術者立会の元、監督員が現地確認を行うこととする。

- ・点検に支障となる土砂等は撤去したうえで点検を行うこと。
- ・当該年度に工事施工中の橋梁がある場合は、工事施工後に点検を行うこと。

④ 点検調書作成

- ・点検結果をもとに、「名張市橋梁点検要領 令和5年4月」のチェックシート①～⑤を清書し、写真等の整理を行う。また点検結果を発注者が提供するエクセルシートに入力する。

⑤ 打合せ

- ・業務計画書をもとに調査方法、内容等を打合せるとともに、発注者より橋梁点検に必要な資料の貸与を受けること。

⑥ 安全管理

- ・本業務を実施するにあたり、特記仕様書に定める図書のほか、関連法令を遵守し、作業の安全確保に努めること。

⑦ 土地の立ち入り等

- ・本業務を実施するために第三者の土地に立ち入る場合、または、第三者所有の草木等の伐採が必要な場合は、受注者において了解を得て、発注者に報告すること。

⑧ 電子データの成果品について

- ・Excel：チェックシート、橋梁管理カルテ、点検表記録様式
- ・jpg：点検写真、損傷図
- ・その他データとして、損傷図、一般図のオリジナルデータとする。

上記のデータを「名張市橋梁点検要領 令和5年4月」に基づき提出とする。

また、橋梁カルテ及び国が定める点検記録様式のそれぞれを取りまとめ格納したフォルダを作成すること。

⑨ その他

- ・特記仕様書に定めのないものは、「三重県業務委託共通仕様書」によるものとする。

保管用データ作成にかかる追加特記仕様書 (橋梁点検用)

本追加特記仕様書は、成果品として定められている電子納品用成果とは別に、データ保管のために作成する電子データの作成について定めるものである。

1 通 則

保管用データ作成については、本追加特記仕様書に基づき実施するものとし、本追加特記仕様書等に明示なき事項、又は疑義が生じた場合には、受発注者間で協議の上これを定めるものとする。

2 提出部数及び収録媒体

- (1) 作成部数2部
- (2) 収録媒体はDVD-RまたはCD-Rを用いるものとするが、発注者との協議により了承を得た場合はこの限りではない。
- (3) 提出する収録媒体は、最新のバージョンによるウイルスチェックを実施し、脅威が検出されていない旨を発注者に報告しなければならない。

3 橋梁基本情報の作成

- (1) 橋梁基本情報とは、対象となる橋梁の諸元（位置や橋梁名など）を示すものであり、発注者より作成の指示のあった場合は、別途発注者より提供する様式「橋梁基本情報登録」において、必要な情報を入力し、提出しなければならない。
- (2) 発注者より配布される様式類については、レイアウト（行や列の挿入・削除）等改変することはできない。やむを得ず改変する場合は、発注者に改変内容を書面にて提示しなければならない。

4 橋梁点検にかかる保管用データの作成（参考資料参照）

- (1) 橋梁点検については別途特記仕様書に示されている「名張市橋梁点検要領 令和5年4月」に基づき実施し、保管用データを取りまとめ格納しなければならない。
- (2) 報告書フォルダーには、別途示す「業務対象橋梁一覧」を作成し、格納しなければならない。
- (3) 報告書フォルダーには、設計報告書をPDFにて一式格納しなければならない。
- (4) 報告書フォルダーには、発注者より指示のない限り、オリジナルデータは格納してはならない。
- (5) その他「名張市橋梁点検要領 令和5年4月」に記載のないものについては、発注者と協議のうえ指示を得なければならない。
- (6) 成果品については、発注者より提供されるチェックシステムを用いてチェックを行い、エラーの無いように修正しなければならない。
- (7) チェックシステムにおける警告事案に関しては、警告内容を発注者に紙面にて報告し、協議のうえ指示を得るものとする。
- (8) 本追加特記仕様書に示す仕様と異なるもので提出された場合、発注者より補修の要請があった場合は、その仕様に合致するよう受注者の責により補修しなければならない。

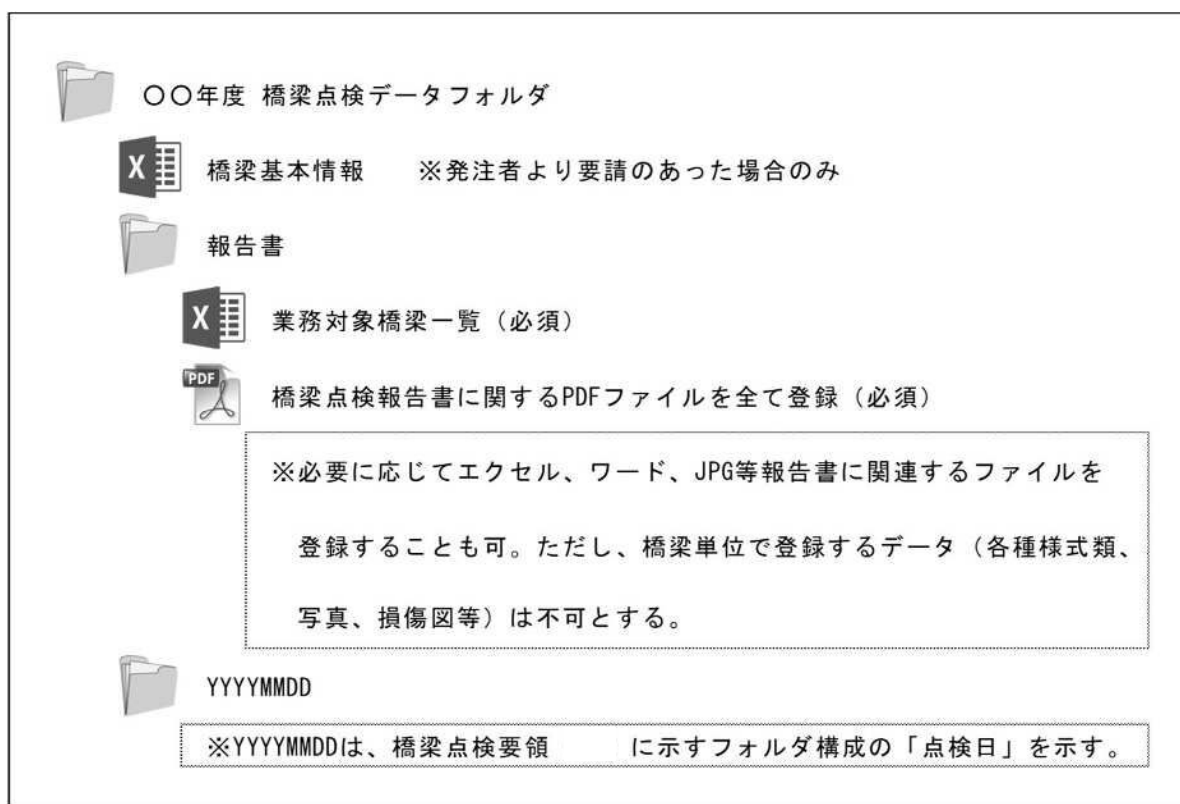
【参考資料】

1. 橋梁基本情報登録について
2. 橋梁点検にかかる保管用データ格納フォルダー構成について
3. 業務対象橋梁一覧について

【参考資料】**1. 「橋梁基本情報登録」について**

別途指定する様式に基づき、橋梁基本情報を作成する。

橋梁基本情報の作成において、「橋梁番号、分割番号、管理者、道路種別、路線番号、路線名、市町村名、現旧新別、橋梁種別、橋梁分類、橋梁名、上部工構造形式、上部工使用材料、架設年次、橋長、径間数、橋梁名かな、起点側緯度、起点側経度」が入力必須項目となる。

2. 「橋梁点検にかかる保管用データ格納フォルダ構成」について

〇〇年度 橋梁点検データフォルダ

- 橋梁基本情報 ※発注者より要請のあった場合のみ
- 報告書
- 業務対象橋梁一覧（必須）
- 橋梁点検報告書に関するPDFファイルを全て登録（必須）

※必要に応じてエクセル、ワード、JPG等報告書に関連するファイルを登録することも可。ただし、橋梁単位で登録するデータ（各種様式類、写真、損傷図等）は不可とする。

YYYYMMDD

※YYYYMMDDは、橋梁点検要領 以示すフォルダ構成の「点検日」を示す。

※各橋梁毎に格納するデータ等のフォルダ構成やファイル形式、細則等については「名張市橋梁点検要領 令和5年4月」による。

3. 報告書フォルダーに組み込む「業務対象橋梁一覧」について

	A	B	C	D	E	F	G
1	橋梁番号	分割番号	路線名	橋梁名			
2	10010	0	町道○○線	○○橋			
3	10020	0	町道○○線	○○橋			
4	10030	0	町道○○線	○○橋			
5	10040	0	町道○○線	○○橋			
6	10050	0	町道○○線	○○橋			
7	10060	1	町道○○線	○○橋			
8	10060	2	町道○○線	○○橋			
9	10070	0	町道○○線	○○橋			
10	10080	0	町道○○線	○○橋			
11	10090	0	町道○○線	○○橋			
12							
13							
14							

※エクセルシートを用い、一行目A列に橋梁番号、B列に分割番号、C列に路線名、D列に橋梁名のタイトルを入力し、二行目からそれぞれ該当情報を入力したものを格納する。

特記仕様書(設計業務条件一覧表)

明示事項	明示事項(条件及び内容)	
ア 適用図書	(a) 設計業務等委託契約書 (b) 設計業務等共通仕様書(三重県)【令和3年11月制定】 (c) 橋梁設計マニュアル(三重県県土整備部道路整備課)【 年 月制定】 (d) 港湾・海岸構造物設計指針(三重県県土整備部港湾課)【 年 月制定】 (e) 自然に配慮した川づくりの手引き(案)(三重県県土整備部河川課)【平成 年 月制定】 (f) 砂防・急傾斜地崩壊防止工事・地すべり防止工事技術指針(案)(三重県県土整備部砂防課)【 年 月制定】 (g) その他(名張市橋梁点検要領 令和5年4月)	
イ 業務計画書	(a) 契約締結後14日以内に業務計画書(工程表)を監督員に提出する。 (b) 業務完了の10日前までに数量報告書(工種、設計数量、実施数量等を記載)を監督員に提出する。 (c) 業務日報は、監督員が提出を要求したときはすみやかに提出する。 (d) その他()	
ウ 成果の提出	(a) 本業務における成果物の提出部数は、1部とする。 指示する期日までに提出する成果物あり。() (c) 成果物の大きさについてはA版を原則とし、監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。 (d) 電子記憶媒体は2部提出すること。 マニュアル(案)によるものとする。 (e) その他()	
エ 工程関係	(a) 別途業務との工程調整の必要あり(補修工事対象橋梁名:百々中央橋、猪尻橋、矢川1号橋、矢川2号橋、矢川3号橋) (b) 関係機関との協議の必要あり() (c) その他()	
オ 管理技術者の要件	管理技術者は下記のいずれかのもとし、下記要件を満たす者は自社の社員であること。 (a) 技術士 ① 建設部門 鋼構造及びコンクリート 2. 造園部門、3. 部門・科目を問わない (b) 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者) (c) RCCMの資格保持者(鋼構造及びコンクリート) (d) 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者	
カ 照査技術者の要件	(a) 概略・予備・詳細設計等又は、基本・細部・実施設計等については、照査技術者を定めなければならない。 次の業務には、照査技術者を定めなければならない。 (橋梁点検業務)	
照査技術者の要件	照査技術者は下記のいずれかのもとし、下記要件を満たす者は自社の社員であること。 (a) 技術士 ① 建設部門 鋼構造及びコンクリート 2. 造園部門、3. 部門・科目を問わない (b) 上記の技術士と同等の能力と経験を有する技術者(技術管理者) (c) RCCMの資格保持者(鋼構造及びコンクリート) (d) 受注者の責任において定めた、業務の履行に必要な知識と経験を有する者	
照査の実施	(a) 照査は下記も含めて実施し、これに基づいて作成した資料は照査報告書に含めて提出しなければならない。 1. 詳細設計照査要領(代中部建設協会発行) 2. 設計業務照査の手引書(三重県農林水産商工部農業基盤整備課) ③ その他(照査計画書を着手時に提出しこれに基づき照査すること。)	
キ 打合せ等	(a) 設計業務等着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)及び設計図書で定める業務の区切りにおける打合せには、管理技術者が出席するものとする。 (b) 照査技術者による照査が定められている場合は以下のとおりとする。 設計業務着手時及び成果物納入時(成果物案の打合せ時を含む)における打合せには、照査技術者も出席するものとする。	
ク 資料の貸与	(a) 貸与する資料は、次の資料とする。 (橋梁カルテ、点検記録様式)	
ケ CALS実証フィールド実験	a 電子納品実験(調査計画・設計段階) b 情報共有実験;図面データの交換実験	a 「三重県CALS実証フィールド実験マニュアル」による。
コ 業務条件	(a) 業務条件は下記のとおりとする。 (b) 成果物の中で他の文献、資料等を引用した場合出典名を報告書に明記すること。	

- (注) 1. 上記受託業務、事項、条件、及び内容の○印該当欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 2. 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 3. 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
市道柏原星川線(柏原橋)ほか橋梁点検業務委託						
項目	種別	項目	道路施設点検			
道路施設点検		式		1		
橋梁定期点検		式		1		
計画準備		式		1		
業務計画書	100橋未満	業務		1		
図面作成		橋		56		
現地踏査		式		1		
現地踏査		橋		56		
状態の把握(点検)		式		1		

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要	業務名	当初	業種	土木設計業務
							道路メンテナンス事業 市道柏原星川線(柏原橋)ほか橋梁点検業務委託		項目	道路施設点検
定期点検(梯子)	橋長15m未満	橋		6						
定期点検(梯子)	橋長15m以上	橋		19						
定期点検(点検車・高所作業車)	橋長15m以上	橋		30						
定期点検(点検車)	橋長15m以上 アーチ橋・トラス橋	橋		1						
点検調書作成		式		1						
定期点検の点検調書作成	チェックシート・写真整理	橋		56						
報告書作成		式		1						
健全度評価	橋長15m未満	橋		6						

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	業務名 道路メンテナンス事業 市道柏原星川線(柏原橋)ほか橋梁点検業務委託	当初	業種		土木設計業務	
			項目	項目	道路施設点検	
項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
健全度評価	橋長15m以上	橋		50		
打合せ		式		1		
打合せ		式		1		
直接経費		式		1		
ライトバン運転		日		27		
交通誘導警備員費		式		1		
点検車運転経費	橋梁点検車	日		18		
点検車運転経費	高所作業車	日		2		

業務数量総括表

項目・工種・種別・細別	規格	単位	前回数量	今回数量	数量増減	摘要
電子成果品作成費		式		1		
直接原価		式		1		
その他原価		式		1		
業務原価		式		1		
一般管理費等		式		1		
設計業務価格		式		1		
消費税相当額		式		1		
業務費計		式		1		